

「 表 紙 共 11 枚 」

令和 8 年 5 月

定 例 総 会 議 事 録

日田市農業委員会

1 日 時 令和 8 年 6 月 8 日（月曜日） 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 日田市役所 7 階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利	
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎	18 番 梶原真悟
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修	
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜	
5 番 河津祐二	15 番 川津清則	
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝	
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光	
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟	
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹（総括） 原俊彦 主幹 麻生純一 主査 松岡政則 主任 横尾一徹 主事補 宇都宮愛奈

5 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第7号 6月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

第2号 農地経営基盤強化促進法に基づく合意解約について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

(2) 「最近の農業委員会の主な不祥事」について

(3) 6月現地調査

[日時] 6月24日(火) 午前9時～ *調査委員

(4) 6月調査委員会

[日時] 6月29日(月) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(5) 6月定例総会

[日時] 7月8日(水) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(6) その他

・ 5月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日

・ 5月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

(7) 大鶴地区地域計画協議の場

[日時] 6月24日(水) 午後7時～ *原田委員、佐谷野推進委員

事務局長 (木村和心)	それでは定刻となりましたので、ただ今より定例総会を開会いたします。 本日は、音成農地利用最適化推進委員から欠席の連絡をいただいております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これからは、会長に議長をお願いします。
議 長 (石井照久)	～～議長あいさつ～～ それでは着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思います。会議規則第17条により議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。 (はいの声)
事務局 (原 俊彦)	それでは、議事録署名委員は、12番中島幸一郎委員、17番財津満寿光委員のお二方をお願いしたいと思います。それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。 事務局からです。議案について訂正はございませんが、行事日程の追加がございますので、お伝えさせていただきます。総会資料の議事日程、7その他(6)の後に(7)を加えていただき、6月24日水曜日、19

事務局 (原 俊彦)	時から大鶴地区において地域計画協議の場を開催いたします。大鶴地区の原田委員、佐谷野推進委員は、ご出席をお願いしたいと思います。以上でございます。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。 それでは早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、9 番樋口虎喜委員、11 番原田文利委員、18 番梶原真悟委員の 3 名の方でございました。調査委員長、9 番樋口虎喜委員に現地調査の結果について、一言お願いいたします。
調査委員長 (樋口虎喜)	はい、皆様お疲れ様です。今月の調査委員長の 9 番、樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今、会長から言われましたとおり 5 月 26 日に、11 番原田文利委員、18 番梶原真悟委員、事務局 3 名と現地調査を行ったところでございます。今回は、3 条が 8 件、4 条が 2 件、5 条が 2 件、合計 12 件でございます。12 件のうち 4 条で追認、一部追認の案件もございますが、詳細につきましては、事務局より説明がございますので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。それでは、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件、8 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。8 件でございますが、続けていきたいと思います。質問は最後にお受けしたいと思います。
事務局 (宇都宮愛奈)	はい、それでは議案書 1 頁、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件についてです。今月は 8 件の申請がありました。 番号 41、前津江町赤石〇ほか 1 筆で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が合計 1,980 m²です。譲渡人は大分市の〇さん、譲受人は中津市の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。スライドにいけます。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。譲受人の〇さ

事務局 (宇都宮愛奈)	んは、前津江町の実家に母が住んでいるため、定期的に中津市から通い、実家と農地の管理をしていることが確認されています。 続いて、番号 42、大字小野〇で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 321 m²です。譲渡人は鈴連町の〇さん、譲受人は鈴連町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドに行きます。県道宝珠山日田線を小野振興センター方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現地の写真になります。 続いて、番号 43 と番号 44 は、譲受人が同じで所在地が近いのでパワーポイントでの説明は同時に行いたいと思います。番号 43、大字上野〇で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 239 m²です。譲渡人は、上野町の〇さん、譲受人は上野町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとのことでの申請です。続いて、番号 44、大字上野〇で、地目は登記簿が田、現況は畑、面積が 453 m²です。譲渡人は、上野町の〇さん、譲受人は上野町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとのことでの申請です。スライドに行きます。国道 210 号日田バイパスを日田市上野浄水場方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇さんは、2 筆の申請農地と合せて、譲渡人の〇さんから〇、地目山林を、同じく〇さんから、〇、地目山林をまとめて購入する予定で、自宅周辺にある手入れ不足の土地をきちんと管理したいとのことです。こちらが写真方向 1 の現地の写真です。写真方向 2 の現地の写真になります。 続いて、番号 45、天瀬町出口〇ほか 4 筆、地目は全て登記簿、現況ともに畑、面積が合計 2,065 m²です。譲渡人は、大宮町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。維持管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて新規就農をしたいとのことでの申請です。スライドに行きます。県道天瀬阿蘇線を出口コミュニティセンター方面に進み、久木野公民館を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真
------------------------	--

事務局 (宇都宮愛奈)	です。○の現地の写真になります。○さんと○さんは兄弟であり、妹の○さんが天瀬町出口の実家で父の面倒を見ながら、家と土地を管理していることが確認されています。 続いて、番号 46、大字東有田○で、地目は登記簿、現況ともに田、面積が 1,832 m²です。譲渡人は大分市の○さん、譲受人は、諸留町の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドに行きます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて、番号 47、大字石井○で、地目は登記簿、現況ともに田、面積が 1,379 m²です。譲渡人は三本松一丁目の○さん、譲受人は石井町二丁目の○さんです。維持管理が困難なため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドに行きます。県道朝田日田線を五和振興センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を二つに分けて撮影しております。写真方向 1 の現地の写真です。写真方向 2 の現地の写真になります。 番号 48、字高瀬○で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 222 m²です。譲渡人は福岡県の○さん、譲受人は南友田町の○さんです。高齢のため譲り渡したい。譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとのことでの申請です。スライドに行きます。県道小畑日田線を高瀬方面に進みました南部中学校付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。申請農地の北側が急傾斜地のため地滑り防止工事が行われ、畑に石が目立っているところがありますが、時間をかけて少しずつ石を取り除き、耕して自家野菜をつくるということを本人から確認しております。また、南友田町の○さんは、譲渡人の○さんから申請農地の南側に隣接する○の家を購入し、リフォームして住む予定であることも確認しております。
------------------------	---

事務局 (宇都宮愛奈)	それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。よろしくお願いいたします。
調査委員長 (樋口虎喜)	はい、説明ありがとうございました。3条の案件8件につきましては、農地として立派に耕作されておりまして、譲渡人の方につきましても、特に問題はないと思っております。ご審議をよろしくお願いいたします。
事務局 (宇都宮愛奈)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー1の、1から2頁が、農地法第3条になっております。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当していないことを確認しております。私からは以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございました。事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように3条許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。41番から48番までの8件です。ありませんか。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	はい、なければ別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。

事務局 (麻生純一)	はい、それでは、議案書 5 頁、議案第 2 号、農地法第 4 条についてです。今月は 2 件の申請が出ています。 番号 8、大字羽田〇の第 2 種農地です。地目は登記簿が田、現況は雑種地、面積は 761 m²です。申請人は東町二丁目の〇さんです。申請理由は、申請地をすでに砂利を敷いて、資材置場用地として使用しているため今後も使用したいとの申請です。また、こちらの案件は追認となりますので、始末書を提出していただいております。スライドに行きます。県道日田玖珠線を羽田多目的交流館方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。土地利用計画図になります。申請者の方は、羽田に実家があり、息子さんが木工芸をしていますので、家族で作業や資材置場としての活用を計画していると確認しております。 続いて、番号 9、大字花月〇の第 2 種農地です。地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は 299 m²です。申請人は秋原町の〇さんです。申請理由は、申請地を既に隣接する自宅の一部として、庭園及び進入路として使用しているため今後も継続使用したいとの申請です。農地については、今後も宅地の家庭菜園として使用すると確認しています。また、こちらの案件も一部追認となりますので、始末書を提出していただいております。スライドに行きます。国道 212 号を中津方面に進み戸山中学校を過ぎました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を二つに分けて撮影しています。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の写真です。土地利用現況図になります。以上、4 条は 2 件となります。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただきたいと思います。
調査委員長 (樋口虎喜)	はい、説明ありがとうございます。4 条の案件 2 件につきましては、追認、一部追認ではありますが、長年、現状での土地利用をされているように見受けられます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー 1 の 3 から 4 頁が、農地法第 4 条になっています。全てに該当しないことが条件です。私からは以上です。

議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。事務局の議案説明、及び調査委員長の説明にあるように、2件とも追認でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。議案番号8番と9番で、何かございませんか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。 続きまして議案書6頁、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	はい。議案書6頁、議案第3号、農地法第5条についてです。今月は2件の申請がありました。 番号16、大字西有田〇ほか2筆の第3種農地です。地目は、大字西有田〇は、登記簿、現況ともに田、ほか2筆については、登記簿、現況ともに畑、面積は合計1,961㎡です。譲渡人は、大字西有田〇と〇は、鹿児島県の〇さん、〇は、天神町の〇さんです。譲受人は、上手町の〇さんです。申請理由は、分譲住宅用地として使用したいとのことでの申請です。スライド行きます。日田市役所から、市道平和通り線を昭和学園高等学校さん方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。農地が広いので、三つに分けて、写真を撮っています。写真方向1の写真です。写真方向2の写真です。写真方向3の写真です。土地利用計画図になります。左下に駐車場用地がありますが、譲受人の方が、右下の上手町公民館の駐車場として地元の皆さんに活用していただきたいと希望していますので、駐車場用地として造成を一緒に行うことも確認しております。 続いて、番号17、大山町西大山〇の第2種農地です。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は414㎡です。譲渡人は、大山町の〇さん、譲受人は、大山町の〇さんです。申請理由は、農業用施設用地として使用

事務局 (麻生純一)	したいとの申請です。スライドに行きます。国道 212 号を中津江村方面に進み、水辺の郷おおやまさんを過ぎました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を二つに分けて撮影しています。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の写真です。土地利用計画図になります。申請地につきましては、既に農業振興地域の用途変更を済ましています。 以上 5 条は 2 件となります。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただきたいと思います。
調査委員長 (樋口虎喜)	はい。説明ありがとうございます。5 条の案件 2 件につきましては申請どおり現地を確認しているところでございます。2 件とも特に問題がないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー 1 の 5 から 6 頁が、農地法第 5 条になっています。全てに該当しないことが条件ですが、番号 17 は、5 頁の①、立地基準のところが、農用地のままでありますので、農用地区域内の農地に該当するで大丈夫です。次の 6 頁が、地域計画にも入ったままであり、農業用施設用地として活用しますので、該当するにマルが入っておりますが、問題はありません。私からは以上です。よろしくお願いします。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。6 頁の 16 番と 17 番、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、2 件でございます。これにつきまして何か質問ある方おられますか。ありませんか。なければ事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように問題がないという意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。よろしいですか。なければ、別紙チェックシートのとおり、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

議 長 (石井照久)	全員賛成でございますので、議案第 3 号は原案どおり許可相当といたします。調査委員長に一言お願いいたします。
調査委員長 (樋口虎喜)	はい、慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。
議 長 (石井照久)	それでは 7 頁です。議案第 4 号、日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、事務局説明をお願いいたします。
事務局 (松岡政則)	はい、議案第 4 号、日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてでございます。今回は、令和 8 年 8 月 1 日より農地中間管理権の設定を行う申請がありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。議案集では 7 頁から 8 頁になります。新規が 24 件 39 筆、面積 54,275 m ² となっているところでございます。以上です。
議 長 (石井照久)	ありがとうございます。この中に議事参与に制限される方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。2 番中島浩司委員、8 番湯浅正徳委員、11 番原田文利委員の 3 名の方は退出をお願いいたします。 それでは 2 番、中島浩司委員の案件から先に審議をお願いしたいと思います。議案書 7 頁、83 番、借り手、〇さんでございます。ご質問等ありますか。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	ありがとうございます。次に 8 番、湯浅正徳委員の案件の審議をお願いいたします。議案書 7 頁、86 番、借り手、〇さんでございます。ご質問等ございますか。よろしいですか。

議 長 (石井照久)	(はいの声) ありがとうございます。次に 11 番、原田文利委員の案件の審議をお願いいたします。議案書 8 頁、96 番から 106 番です。借り手、〇さんです。ご質問等ございますか。よろしいですか。
議 長 (石井照久)	(はいの声) それでは、83 番及び 86 番、96 番から 106 番の 3 件を許可したいと思います。 中島浩司委員、湯浅正徳委員、原田文利委員に入室してもらってください。 それでは、そのほかの案件の審議に入ります。各委員の方々のエリアの案件を見ていただきたいと思います。 ご質問等がございましたら挙手をしてお願いいたします。よろしいですか。
議 長 (石井照久)	(はいの声) はいありがとうございます。それでは意見なしで報告したいと思います。ありがとうございます。 続きまして 9 頁です。議案第 5 号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、5 件でございます。事務局説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	はい。それでは、9 頁、議案第 5 号、現況証明書の発行についてです。今月は 5 件申請がありました。 番号 15、大字東有田〇ほか 1 筆で、地目は 2 筆とも登記簿が畑、現況は山林、面積は合計 2,149 m²です。申請人は、諸留町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請するものです。 スライドに行きます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を二つに分けて撮影しています。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の写真です。2 筆とも密集した竹山が確認できました。発行基準 4、森林の様相を呈してい

事務局 (麻生純一)	る等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。 続いて、番号 16 と番号 17 は、申請者が同じで場所が隣接していますので、同時に説明させていただきます。番号 16、大字高瀬〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は 286 m²です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。 合わせて番号 17、大字高瀬〇ほか 1 筆で、〇の地目は、登記簿が畑、現況は宅地、〇は登記簿が畑、現況は雑種地で、面積は合計 147 m²です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するため申請するものです。スライドに行きます。県道小畑日田線を南部中学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を三つに分けて撮影しております。まずは、番号 16 の〇の現地になります。続いて、番号 17 の〇の現地になります。こちらは番号 17、〇の現地になります。番号 16、〇は、かん木が密集した山林が確認出来ました。こちらに関しては発行基準 4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が困難な土地に回答するものです。 番号 17 の〇は、小屋と観賞用の木がありまして、〇は、造成して時間が経過した雑種地が確認出来ました。〇につきましては、昔から大雨の時は池のような状態であり、以前から雑種地の状態であったことを地域の方から聞き取りを行っております。推進委員さんに現地を確認していただいたところ、農地に戻すのは困難であり、農地に適さないことを確認していただいております。こちらの 2 つは、発行基準 5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上を経過しているものに該当するものです。 続いて、番号 18、大字花月〇で、地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は 95 m²です。申請人は、秋原町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するため申請するものです。スライドに行きます。国道 212 号を中津方面に進み、戸山中学校を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大
-----------------------	--

事務局 (麻生純一)	した航空写真です。字図です。現地の写真です。宅地の庭を確認することが出来ました。平成7年に自宅を建築したときにつくられたことを確認しています。発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。 続いて、番号19、大字三和〇ほか1筆で、地目は登記簿が田、現況は山林、面積は合計3,644㎡です。申請人は山田町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するため申請するものです。スライドに行きます。県道大鶴熊取線を山田町方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向1の写真です。内部を撮影しています。写真方向2の写真です。20年以上の植林された杉が確認出来ました。発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。 以上の案件につきまして、各地区担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思います。番号15、東有田地区の穂本推進委員お願いします。
推進委員 (穂本基稔)	はい、東有田地区の穂本です。番号15の件ですけど、現地を事務局と一緒に確認してきました。竹山と雑木が混在している状況の中で、もとの農地に戻すのは不可能と思われますので、やむを得ないかと思っております。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。続いて番号16、17を、高瀬地区の野村推進委員にお願いします。
推進委員 (野村常雄)	はい、高瀬地区の野村です。先日、番号16、17の現地を確認しまして、もう農地に戻すことは難しく、すでに宅地でやむを得ないかと思います。以上です。

事務局 (麻生純一)	ありがとうございます。番号 18、三花地区の酒井委員にお願いします。
推進委員 (酒井明巳)	三花地区の酒井です。番号 18 は、すでに 20 数年経過しておりますので、よろしいかと思います。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。続いて番号 19、朝日地区の平川推進委員お願いします。
推進委員 (平川静雄)	はい、朝日地区の平川です。11 日に現地に確認に行きました。ここは、度々水害で被害を受けるところで、もう農地に戻すことは難しく思います。ご審議をお願いします。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第 5 号、現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。番号 15 から番号 19 までで何かご質問等ございますか。ありませんか。はいそれでは議案第 5 号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、発行してよろしいでしょうか。
	(はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは発行いたします。 続きまして 12 頁、議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について 1 件でございます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (横尾一徹)	議案書 12 頁、議案第 6 号、相続税の納税猶予の件についてです。今月は、1 件の申請がありました。議案番号 4 番、日田市上手町にお住まいの〇さんより引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請がありました。この証明書は、農地の相続税の納税猶予制度を受けている方が、3 年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要なものでございます。過去 3 年間に於いて相続税の納税を受けている農地を農地としてやってきたかという証明でございます。引き続き農業を行っている期間は、平成 19 年 8 月 1 日から申請日である令和 8 年 5 月 14 日までです。今回の農地は 1 筆でございます。ではスライドに行きます。日田市立北部中学校周辺の赤い丸で示したところでございます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。今回は現地の写真を 2 方向から写真を撮っております。まず写真方向 1 でございます。続きまして、写真方向 2 でございます。地目は登記簿が田、現況は畑で、面積は 253 m²でございます。西有田地区の中嶋推進委員と、5 月 20 日に現地を確認しました。中嶋推進委員より、現地の状況につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。
推進委員 (中嶋ひとみ)	はい、西有田地区の中嶋です。現地を見ましたら耕作されていますし、特に問題はないかなというふうに思いました。よろしくお願いします。
事務局 (横尾一徹)	ありがとうございます。では事務局から以上です。
議 長 (石井照久)	議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてでございます。番号 4、この件につきまして何かございますか。はい、飯田委員どうぞ。
3 番 (飯田 隆)	はい。3 番の飯田です。事務局にちょっとお伺いしたいのですが、相続税の猶予の件、番号 4 は、面積をみると少ないですね。実際、これでは農業は営んではないと思います。ですから、相続税の猶予に対する面積基準に、下限面積や上限面積があるのでしょうか。

議 長 (石井照久)	事務局よろしいですか。
事務局 (横尾一徹)	この場では、お調べしないと回答が出来ませんので、後ほどお伝えしたいと思います。
議 長 (石井照久)	皆さんよろしいですか。事務局は調べて、後日報告をお願いいたします。それでは議案第 6 号で、他に何かございますか。河津委員どうぞ。
5 番 (河津祐二)	5 番、河津です。これは何年ぐらい猶予があるのですか。ずっと永遠にあるということですか。次の方に相続したら、次の方もずっと払わなくて良いのですか。農業をすれば、払わないでよいのでしょうか。
事務局 (横尾一徹)	そうですね。これは永年ですね。3 年ごとの申請が必要ですけど。
5 番 (河津祐二)	わかりました。
議 長 (石井照久)	よろしいですか。他に何かございますか。樋口委員どうぞ。
9 番 (樋口虎喜)	9 番、樋口です。私の知る限り農地として使えば、相続税の納税猶予は 20 年で免除されるという認識でありましたので、もう少し調べてお答えしたほうが良いのではないのでしょうか。永遠に手続きをするわけではないと思いますので、もう少し調べて、後日ご報告したほうが良いのではないかなと思っています。

事務局 (横尾一徹)	昔は 30 年だったのですが、現在は永年になっています。
議 長 (石井照久)	穴井委員どうぞ。
4 番 (穴井浩司)	すいません。相続税の納税猶予につきましては、亡くなられて 20 年間継続してその農地をつくれば、相続税の納税猶予は消えます。それは間違いありません。昔からその事務をしておりましたので、30 年間でありません。
議 長 (石井照久)	樋口委員、調べて次の定例総会までに用意することよろしいですか。
9 番 (樋口虎喜)	はい、確かに 20 年だったと思いますので、よろしくお願いします。
議 長 (石井照久)	次の定例総会までに用意したいと思います。ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは証明書発行してよろしいですか。
	(はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは、証明書発行いたします。 はい、続きまして 13 頁、議案第 7 号、6 月調査委員の選任についてでございます。私の指名でよろしいでしょうか。

議 長 (石井照久)	(はいの声) 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。指名したいと思います。3番飯田隆委員、13番平川修委員、16番井上俊勝委員の3名の方をお願いしたいと思います。それでは、次に報告に入りたいと思います。 (事務局から報告・その他 日程等説明後終了)
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年7月 日

議 長 会 長

署 名 委 員 12 番

署 名 委 員 17 番